

第 3 号 議 案

平成30年度京都府母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成30年度京都府母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 512,909千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(府 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表府債」による。

平成30年2月5日提出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		48,919 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 入 金	48,919
2 繰 越 金		52,702
	1 繰 越 金	52,702

款	項	金額
3 諸 収 入		313,451 ^{千円}
	1 預 金 利 子	10
	2 貸 付 金 元 利 収 入	313,440
	3 雑 入	1
4 府 債		97,837
	1 府 債	97,837
歳 入 合 計		512,909

歳 出

款	項	金額
1 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業費		512,909 ^{千円}
	1 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業費	512,909
歳 出 合 計		512,909

第2表 府 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業費	97,837 ^{千円}	証書借入又は証券発行	無利子 [%]	制度廃止の際償還する。必要に応じて繰上償還することができる。